

公正証書遺言の勧め

NPO法人 不動産の承継を成功させる会

相続前対策委員会 委員長
司法書士・行政書士 石川 欽一

遺言とは

あなたがこれまで築いてきた
財産を残された者に引き継ぐ
あなたの意思表示。

遺言の最も重要な目的

遺言者自らが自分の財産の
帰属を決めて、残された
者が遺産を巡って争う
ことがないようにすること。

尚、第2部で「遺言の落とし穴」の話。

遺言には大きく2つの方法

1. 自筆証書遺言

2. 公正証書遺言

自筆証書遺言メリット

- ①費用がかからない。
- ②自分1人で好きな時に作ることができる。

自筆証書遺言デメリット

- ①法的、形式的に不備が
生じ無効になる危険
- ②遺言書を発見した者に
による隠匿、廃棄、偽造、変造

自筆証書遺言デメリット

- ③隠し過ぎたため、紛失や
発見できない恐れ
- ④家庭裁判所での検認手続き

公正証書遺言メリット

- ① 内容面で不備なし
- ② 偽造、変造、紛失なし
- ③ 検認の必要なし

公正証書遺言メリット

- ④自書できない人もOK
- ⑤口のきけない人、
耳の聞こえない人もOK
- ⑥自宅や病院又は施設
でも作成OK

公正証書遺言デメリット

- ①公証役場への手数料
- ②専門家への報酬

比較表

自筆証書 遺言

公正証書 遺言

内容の妥当性
(不備のなさ)

×

○
○

安全性

×

○
○

検費 認用

必要

ほぼ不要

不要

ある程度
必要

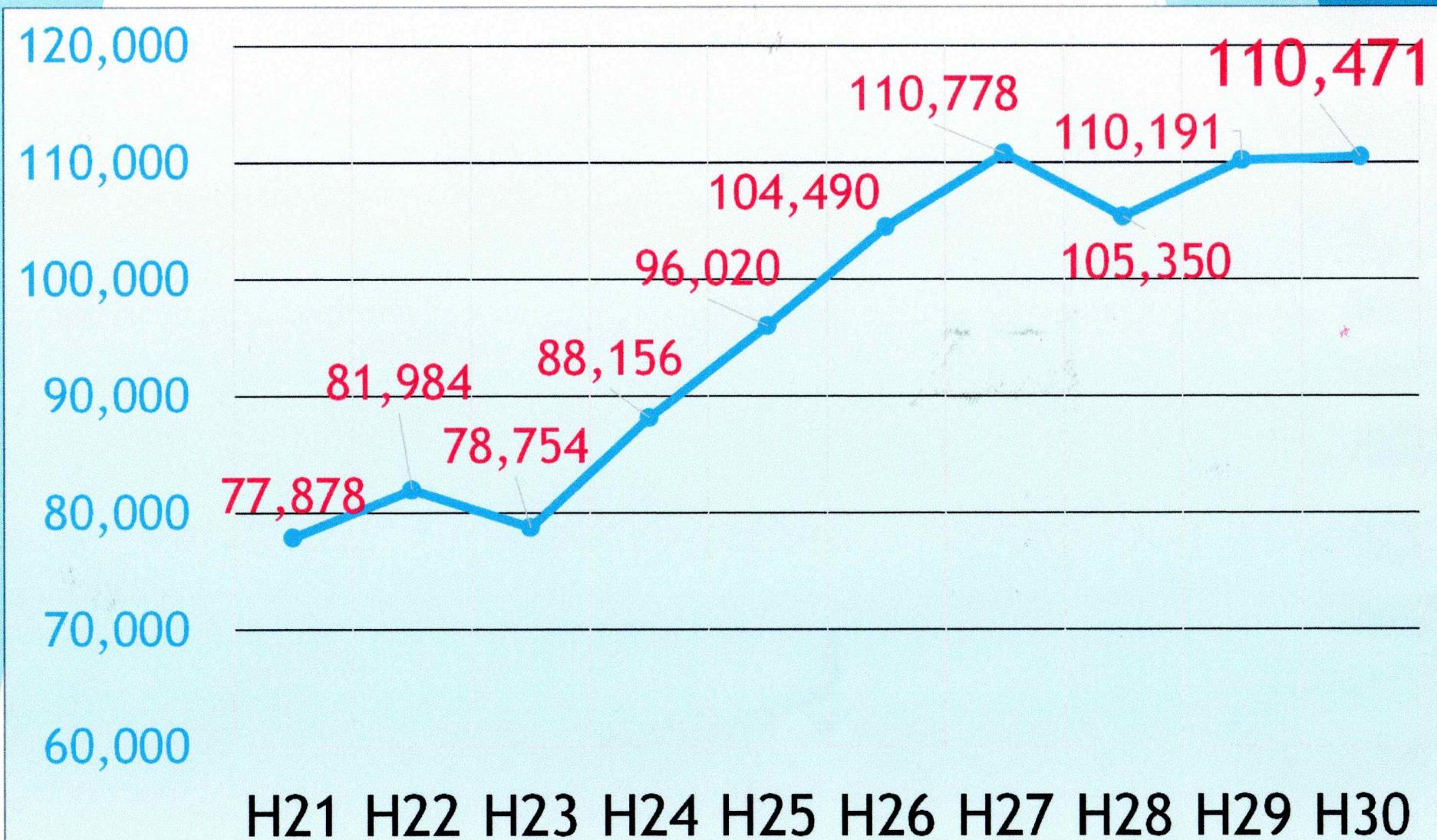
公正証書遺言の作成方法

- ① 遺言者が公証人に内容を
口頭で告げる
- ② 筆記して遺言者と2人以上
の証人に確認してもらう
- ③ 遺言者と証人が署名・押印

公正証書遺言の作成方法

- ④公証人が署名・押印
- ⑤原本は公証役場に保管
- ⑥正本と謄本が遺言者に

公正証書遺言の作成件数



残された相続人が争うことなく、あなたの財産をスムースに承継できるよう公正証書による遺言をお勧めします。